

(1) 様式第1

様式第1 (第1条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和2年1月20日

和歌山県知事様

和歌山県紀の川市粉河878番地2
紀の川市商工会 会長 恩賀 要

和歌山県紀の川市名手市場144番地1
那賀町商工会 会長 笹田 邦一

和歌山県紀の川市西大井338番地
紀の川市長 中村 憲司

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

氏名 甲佐 公一

(2) 別表 (1~4)

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

今後 30 年以内に 70 ~ 80 % の確立で発生すると言われている南海トラフ地震は、本市においては津波の被害は予想されないものの、震度は 6 弱以上と想定されている。

また、砂層が厚い平野部を中心に液状化の危険度も高くなっています。市内の商工会事務所の立地場所 5箇所も平野部であるため周辺の液状化被害も懸念される。

また、中央構造線断層帯を起震断層とする地震については、今後 30 年以内の発生確率は低いものの、南海トラフ地震の被害想定よりも大きいと予想されている。

(洪水)

当市のハザードマップによると、商工会事務所が立地するそれぞれ 5 箇所の旧町地域の立地場所のうち 2 箇所については、2 m を越える浸水が予想され、この 2 箇所を含む地域は広範囲にわたり浸水想定区域となっており、一部には 5 m を越える浸水想定区域も含まれている状況である。

(土砂災害)

当市は北に和泉山脈、南に紀伊山脈を控えており、これら山間部の地域において地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあり、当市のハザードマップでも地滑り警戒区域等多数の土砂災害危険箇所を指定している。

毎年、大雨の影響による土砂崩れも数箇所発生している状況である。

(その他)

市内には貯水機能を有するため池が広範囲にわたり 710 箇所点在しており、そのうち国の基準による防災重点ため池は 401 箇所となっている。特にこの防災重点ため池については、豪雨など大雨時以外にも震度 4 以上の比較的大きな地震時にも堤防が決壊する恐れがあり、住宅地や商業施設にも浸水被害がおよぶ地域もあることから、川の氾濫による浸水や地震による震災と重なったときには、さらに被害が広範囲となることが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 970人
- ・小規模事業者数 1, 646人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	233	229	地域内に広く分布している
	製造業	246	190	地域内に広く分布している（工業団地有り）
	卸売業	114	87	地域内に広く分布している
	小売業	497	384	地域内に広く分布している
	飲食業・宿泊業	186	159	地域内に広く分布している
	サービス業	373	334	地域内に広く分布している
	その他	321	263	地域内に広く分布している

【詳細】

■紀の川市商工会

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	202	198	地域内に広く分布している
	製造業	224	170	地域内に広く分布している（工業団地有り）
	卸売業	98	75	地域内に広く分布している
	小売業	431	332	地域内に広く分布している
	飲食業・宿泊業	153	128	地域内に広く分布している
	サービス業	334	297	地域内に広く分布している
	その他	277	223	地域内に広く分布している

■那賀町商工会

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	31	31	地域内に広く分布している
	製造業	22	20	地域内に広く分布している
	卸売業	16	12	地域内に広く分布している
	小売業	66	52	地域内に広く分布している
	飲食業・宿泊業	33	31	地域内に広く分布している
	サービス業	39	37	地域内に広く分布している
	その他	44	40	地域内に広く分布している

（出典：平成28年経済センサス）

(3) これまでの取組

①紀の川市の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H19.3	H31.3改訂
防災訓練の実施	R1.12	年1回実施（毎年12月頃） 小学校防災教室、各自自主防災組織の訓練
防災備品の備蓄		備蓄食料（3日分）水、アルファ化米、保存パン、 備蓄品、携帯トイレ、毛布、発電機 他多数
防災行政無線デジタル化事業	H27～R1	
ハザードマップ更新（改訂版）	H30	紀の川市内全戸配布、各自主防災組織他の研修や 訓練で活用

②紀の川市商工会・那賀町商工会の取組

項目	年月	備考
事業者BCPに関する国の施策の周知	H31.3	会員DMにて周知

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる紀の川市と紀の川市商工会・那賀町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・紀の川市商工会・那賀町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。

3 目標

○成果目標

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	21	21	21	21	21	105
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	9,850
フォローアップ事業者数	21	42	63	84	105	315
事業者数（経済センサス）			1,970			-

【内訳】

■紀の川市商工会

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	18	18	18	18	18	90
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	8,595
フォローアップ事業者数	18	36	54	72	90	270
事業者数（経済センサス）			1,719			-

■那賀町商工会

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	3	3	3	3	3	15
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	251	251	251	251	251	1,255
フォローアップ事業者数	3	6	9	12	15	45
事業者数（経済センサス）			251			-

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年5事業者
情報連絡体制の整備	紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年1回

連携体制の推進	紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	紀の川市商工会。那賀町商工会と紀の川市の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導(OJT)	年2回 延25件

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月末までに作成。

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・紀の川市危機管理消防課、商工労働課と紀の川市商工会・那賀町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。
- ・紀の川市事業継続力強化支援協議会（構成員：紀の川市商工会、那賀町商工会、紀の川市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、紀の川市との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、訓練を実施する）。

（2）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市で共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

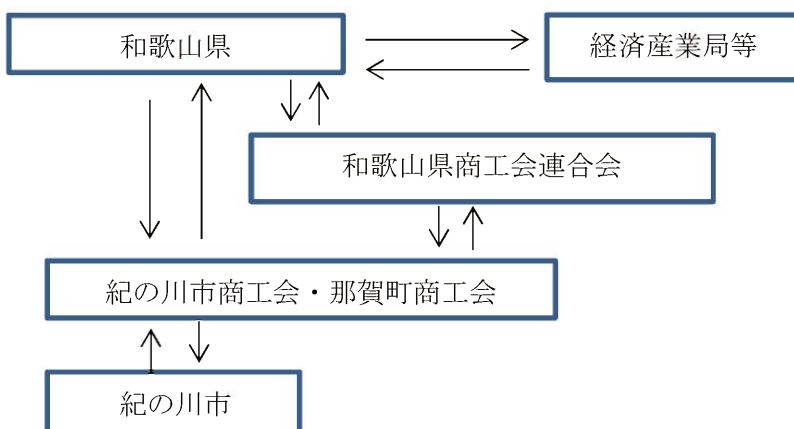
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、紀の川市商工会・那賀町商工会と紀の川市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、紀の川市と相談する（紀の川市商工会・那賀町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、紀の川市商工会・那賀町商工会及び紀の川市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

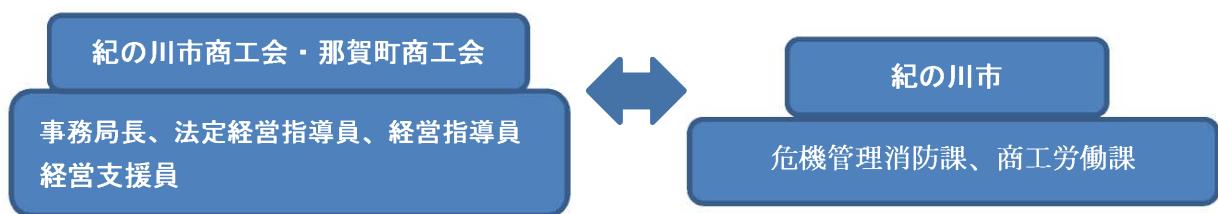
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

- 1 実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 甲佐 公一（連絡先は下記3（1）参照）

- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- 3 紀の川市商工会・那賀町商工会／紀の川市 連絡先**

- (1) 紀の川市商工会

〒649-6531 和歌山県紀の川市粉河878番地2
TEL：0736-74-3000 / FAX：0736-74-3002
E-mail：info@kinokawa-sci.or.jp

- (2) 那賀町商工会

〒649-6631 和歌山県紀の川市名手市場144番地1
TEL：0736-75-4026 / FAX：0736-75-2365
E-mail：naga_shokokai@ia1.itkeeper.ne.jp

- (3) 紀の川市

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地
TEL：0736-77-2511 / FAX：0736-77-0917
E-mail：k030500-001@city.kinokawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連携して実施する事業の内容

- ①
- ②
- ③
- ・
- ・
- ・

連携して事業を実施する者の役割

- ①
- ②
- ③
- ・
- ・
- ・

連携体制図等

- ①
- ②
- ③